

第8回串間市農業委員会定例総会

日 時 令和6年1月31日（水曜日） 開始 15:00 終了 17:00

会 場 串間市役所3階大会議室

出席農業委員 13名

1番（会長） 原田 俊一 6番 牧野 菜那 14番 松本 壽利 25番 廣見 安彦
2番（会長代理） 奥村 千扶子 11番 安永 博行 19番 松田 富夫 （4番欠番）
3番 田中 達成 12番 野邊 康德 20番 島田 正弘
5番 森 通弘 13番 堀口 宗幸 23番 上村 眞司

欠席農業委員 0名

出席推進委員 13名

7番 谷口 昭 15番 川崎 博樹 21番 中嶋 悦雄 27番 山口 浩幸
8番 武田 秀俊 16番 内田 浩輔 22番 川崎 正博
9番 河野 良人 17番 本川 理恵 24番 石上 平八郎
10番 北原 裕紀 18番 山口 広昭 26番 川崎 竜雅

欠席推進委員 0名

議事録署名委員

14番 松本 壽利、23番 上村 眞司

議事日程

第1 報 告（解約） 農地法第18条第6項の規定による届出について
第2 議案第 48号 農地法第3条の規定による許可申請について
第3 議案第 49号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について
第4 議案第 50号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
第5 議案第 51号 農用地利用集積計画の承認について（所有権移転）
第6 議案第 52号 農用地利用集積計画の承認について（利用権設定）

出席事務局

4名 事務局長 河野 あずさ 次 長 山口 憲一
調整係長 内田 葵 主 事 野邊 恵利菜

議長（1番）

ただいまから、第8回農業委員会定例総会を開催いたします。
本日の出席委員は『農業委員13名、農地利用最適化推進委員13名』でございます。
農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、農業委員全員の出席がありますので、総会が成立していることを報告いたします。

議長（1番）

議事録署名委員の指名

本総会での議事録署名委員の指名をいたします。
議事録署名委員は、
14番 松本 壽利 委員
23番 上村 眞司 委員 をお願いします。

議長（1番）

報告：農地法第18条第6項の規定による届出について

ただちに議案審議に入ります。
まず報告、農地法第18条第6項の規定による届出について、事務局より報告させます。

事務局

農地法第18条第6項の規定による合意解約について報告いたします。
今回の合意解約は8件でございます。内容といたしましては、耕作者変更、賃借人の申し出、農地売買が解約の理由となっております。お目通しいただきたいと思っております。以上でございます。

議長（1番）

議案第48号：農地法第3条の規定による許可申請について

次に議案第48号、農地法第3条の規定による許可申請について、受付番号1番から4番の4件を議題といたしまして審議決定を行います。まず、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局

議案第48号、農地法第3条の規定による許可申請は、受付番号1番から4番の所有権移転に関する4件であります。

事務局

事務局によります申請書類の審査において、「許可することができない」と定めてあります、農地法第3条第2項各号の不許可の事由につきましては、

1号) 権利を取得しようとする受人及びその世帯員等が行う農業経営に必要な機械の所有状況、労働力、技術面からみて、現在の経営農地と今回の許可申請農地を含めたすべての耕作農地を効率的に利用し、農業経営を行うことができないと認められる場合

3号) 今回の許可申請内容が、信託の引受けによる権利の取得であること

4号) 権利を取得しようとする受人及びその世帯員等が、現在の経営農地と申請農地すべてで行う農業経営に必要な常時従事がないと認められる場合

5号) 今回の申請農地を、転貸しようとする場合

6号) 周辺の地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがあると認められる場合であります。

今回の許可申請受付番号1番から4番の4件につきましては、農地法第3条第2項各号に該当していないため、許可要件のすべてを満たしていると思われまます。皆様のご審議をよろしくお願ひします。以上でございます。

議長（1番）

説明はお聞きのとおりでございます。

ただいまの説明に対しまして、8番委員より受付番号1番と2番の2件の調査結果の報告、並びに補足説明をお願いします。

8番委員

議案第48号、農地法第3条の規定による許可申請について、私の担当区域は受付番号1番と2番の所有権移転に関する2件でございます。まず、1番については、渡人は市外在住で管理できないため、現耕作者である受人へ譲り渡し、受人は申請地に飼料用稲を作付けする計画です。受人は畜産農家で毎年飼料用稲を作付けしており、農業従事状況については、本人が350日、子供が350日の従事があるため、機械保有・労働力・技術面については問題なく効率的な農業経営を行っていけると考えます。また、申請地の周辺は飼料用稲や水稲が作付けされていますが、農薬の使用については地域の防除基準を遵守し、地域で行われる草刈り等にも参加されるため何も問題ありません。次に、2番については、渡人は高齢で管理できないため、自宅から近く耕作利便が良い申請地を受人が買い受け、受人は申請地に飼料を作付けする計画です。受人は畜産農家で毎年飼料を作付けしており、農業従事状況については、本人が350日、妻が350日の従事があるため、機械保有・労働力・技術面については問題なく効率的な農業経営を行っていけると考えます。また、申請地の周辺は飼料が作付けされていますが、農薬の使用については地域の防除基準を遵守し、地域で行われる草刈り等にも参加されるため何も問題ありません。以上、受付番号1番と2番の所有権移転の2件を調査しましたが、農地法第3条第2項各号に該当しておらず、許可要件のすべてを満たしているため何も問題ありません。

8 番委員

ご審議方よろしく申し上げます。

議長（1 番）

次に3 番の1 件について、7 番委員より説明をお願いします。

7 番委員

議案第48号、農地法第3条の規定による許可申請について、私の担当区域は受付番号3番の所有権移転に関する1件でございます。3番については、受人は申請地の隣接地に会社を移設予定であり、自宅から近く耕作利便も良いため渡人から買い受け、申請地にブルーベリーを100本植栽し、加工・販売を計画されており、全ての農地を効率的に利用する計画でありますので、全部効率要件を満たしております。また、労働力については、本人が50日、妻が200日、二男が60日の従事計画であり、機械保有については、草刈り機を所有し噴霧器は購入予定です。植栽前の耕運に必要なトラクターは渡人からのリースであります。技術面においてもブルーベリーを栽培している親戚から技術指導を受け、同じ販路を利用する計画ですので問題ないと考えます。申請地の周囲は、東側が受入会社建設予定地、西側は鉄道、北側と南側は農地であります。面的集積には影響はなく、地域計画の作成にあたり、現在の「人・農地プラン」のエリア外であるため問題ありません。また、農薬の使用方法についても地域の防除基準を遵守し、定期的な草刈り作業を行うとのことでありますので何も問題ありません。以上、受付番号3番の所有権移転の1件を調査しましたが、農地法第3条第2項各号に該当しておらず、許可要件のすべてを満たしているため何も問題ありません。ご審議方よろしく申し上げます。

議長（1 番）

次に4番の1件について、16番委員より説明をお願いします。

16 番委員

議案第48号、農地法第3条の規定による許可申請について、私の担当区域は受付番号4番の所有権移転に関する1件でございます。4番につきましては、渡人は高齢で規模縮小につき、申請地の隣接地に実家や耕作農地を所有する受人と売買し、受人はキャベツ、白菜などの野菜、みかん等の果樹類を作付けすることにより、全ての農地を効率的に利用する計画でありますので、全部効率要件を満たしております。また、労働力については、受人世帯は市外在住者ではありますが、週3日から4日は実家へ帰省し、本人が100日、妻が30日の従事計画であります。機械保有については、草刈り機や耕運機を所有し、トラクターもリース予定であります。技術面においてもこれまでかんしょやスイカ等の野菜類を栽培されているため問題ないと考えます。申請地の周囲は、受人の宅地と畑であり面的集積には影響はなく、地域計画の作成にあたり、現在の「人・農地プラン」のエリア外であるため問題ありません。また、農薬の使用方法についても地域の防除基準を遵守し、定期的な草刈り作業を行うとのことでありますので何も問題ありません。以上、受付番号4番の所有権移転の1件を調査しましたが、農地法第3条第2項各号に該当しておらず、許可要件のすべてを満たしているため何も問題ありません。ご審議方よろしく申し上げます。

議長（1番）

説明はお聞きのとおりでございます。

これより議案第48号、申請4件について質疑に入ります。質疑はありませんか。

（なしの声）

議長（1番）

ないようですのでお諮りいたします。

議案第48号、申請4件を決定してよろしいでしょうか。

（異議なしの声）

議長（1番）

異議なしということですので、議案第48号、申請4件は許可することに決定いたします。

議案第49号：農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について

議長（1番）

次に議案第49号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について、受付番号1番の1件を議題といたしまして審議を行います。まず、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局

議案第49号、農地法第4条第1項の規定による許可申請は、受付番号1番の1件であります。

農地法第4条第6項「許可することができない」と定めてあります各号の不許可の事由は、

1号イ) 今回の許可申請農地が農用地区域内にある農地である場合

1号ロ) 今回の許可申請農地が集団的に存在する農地、その他良好な営農条件を備えている農地である場合

2号) 今回の許可申請農地ではなく、周辺のほかの土地で事業目的を達成することができる場合

3号) 許可申請を行うために必要な資金及び信用があると認められない場合や、申請内容にある目的に転用することが確実に認められない場合

4号) 許可申請地を転用することにより、土砂流失・崩壊やその他の災害を発生させるおそれがあると認められた場合や、農業用排水施設の有する機能に支障をおよぼすおそれがあると判断され、その周辺農地の営農条件に支障をきたすおそれがあると認められた場合であります。

受付番号1番の1件の申請地農地区分は、農用地区域内にある農地ではなく、「農地法の運用について」で制定されております市街地の区域内、又は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地であり、都市計画法第8条第1項第1号に規定されている「準住居地域」に該当する「第3種農地」に区分されますので、農地法第4条第6項第1号ロには該当しておりません。

事務局

したがいまして、事務局によります申請書類の審査において、今回の許可申請受付番号1番の1件につきましては、農地法第4条第6項各号に該当していないため、許可要件の全てを満たしていると思われます。皆様のご審議をお願いいたします。以上でございます。

議長（1番）

説明はお聞きのとおりでございます。

ただいまの説明に対しまして、6番委員より受付番号1番の1件の調査結果の報告、並びに補足説明をお願いいたします。

6番委員

議案第49号、農地法第4条の規定による許可申請について、私の担当区域は受付番号1番の1件でございます。1番については、申請地に隣接する公衆用道路が狭く、申請地を一体的に利用してきたが、今後も道路として利用したいため、始末書添付で申請されています。申請地図面の1ページから4ページをお開きください。周囲は宅地と一部農地がありますが、これまでも雨水は自然浸透及び雨水管へ流されており、土砂流失等の影響はないと思われます。以上、受付番号1番の1件について調査しましたが、農地法第4条第6項各号に該当しておらず、すべてが許可要件を満たしているため何も問題ありません。ご審議の方よろしく申し上げます。

議長（1番）

説明はお聞きのとおりでございます。

これより議案第49号、申請1件について質疑に入ります。質疑はありませんか。

（なしの声）

議長（1番）

ないようですのでお諮りいたします。

議案第49号、申請1件を決定してよろしいでしょうか。

（異議なしの声）

議長（1番）

異議なしということですので、議案第49号、申請1件は許可相当とし、意見を付して県へ副申いたします。

議案第50号：農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について

議長（1番）

次に議案第50号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、受付番号1番から4番の4件を議題といたしまして審議を行います。まず、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局

議案第50号、農地法第5条第1項の規定による許可申請は、受付番号1番と3番から4番の所有権移転に関する3件と、受付番号2番の貸借権の設定に関する1件であります。

農地法第5条第2項「許可することができない」と定めてあります各号の不許可の事由は、

1号イ) 今回の許可申請農地が農用地区域内にある農地である場合

1号ロ) 今回の許可申請農地が集団的に存在する農地、その他良好な営農条件を備えている農地である場合

2号) 今回の許可申請農地ではなく、周辺のほかの土地で事業目的を達成することができる場合

3号) 許可申請を行うために必要な資金及び信用があると認められない場合や、申請内容にある目的に転用することが確実と認められない場合

4号) 許可申請地を転用することにより、土砂流失・崩壊やその他の災害を発生させるおそれがあると認められた場合や、農業用排水施設の有する機能に支障をおよぼすおそれがあると判断され、その周辺農地の営農条件に支障をきたすおそれがあると認められた場合であります。

受付番号1番の1件の申請地農地区分は、農用地区域内にある農地ではなく、「農地法の運用について」で制定されております、市街地の区域内、又は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地であり、都市計画法第8条第1項第1号に規定されている「準住居地域」に該当する「第3種農地」に区分されますので、農地法第5条第2項第1号ロには該当しておりません。続きまして、受付番号2番から4番の3件の申請地農地区分は、農用地区域内にある農地ではなく、「農地法の運用について」で制定されております、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性が低い農地である「第2種農地」に区分されますので、農地法第5条第2項第1号ロには該当しておりません。したがって、事務局により申請書類の審査において、今回の許可申請受付番号1番から4番の4件につきましては、農地法第5条第2項各号に該当していないため、許可要件を全て満たしていると思われまます。皆様のご審議をお願いいたします。以上でございます。

議長（1番）

説明はお聞きのとおりでございます。

ただいまの説明に対しまして、3番委員より受付番号1番の1件の調査結果の報告、並びに補足説明をお願いいたします。

3番委員

議案第50号、農地法第5条の規定による許可申請について、私の担当区域は受付番号1番の1件でございます。1番については、受人は家族5人で借家住まいであります。子供の成長に伴い手狭になったことから、申請地に個人住宅を建築したく申請されたものです。申請地図面の5ページから8ページをお開き下さい。申請地の北側は渡人の農地、西側は宅地、南側、東側は公衆用道路であり、周囲にはブロック塀を設置する計画です。また、雨水は公衆用道路の雨水管に流し、生活雑排水は污水管を通して、公衆用道路の下水管に流す計画であるため問題なく、転用することにより土砂流失・崩壊やその他の災害を発生させるおそれはないと考えます。以上、受付番号1番の1件について調査いたしました。農地法第5条第2項各号に該当しておらず、すべてが許可要件を満たしているため何も問題ありません。ご審議の方よろしく申し上げます。

議長（1番）

次に2番から4番の3件について、2番委員より説明をお願いします。

2番委員

議案第50号、農地法第5条の規定による許可申請について、私の担当区域は受付番号2番から4番の3件でございます。まず、2番については、受会社はバイオマス発電への木材供給を行っており、山林伐採を計画しているが、林道等がなく必要な重機及びトラック等の搬入出が困難なため、山林に近い申請地を進入路及び木材仮置場として令和6年3月1日から令和7年2月28日の期間利用したく、渡人と賃貸借権の設定を行うため申請されたものです。申請地図面の9ページから12ページをお開き下さい。申請地にはシラスの上に砂利を敷き、トラック等の通行により地固めを行うため市道及び農地への土砂流出はないと思われませんが、適宜管理されるとのことです。また、周囲の北側は市道、東側は原野、南側は河川、西側に農地はありますが、申請地は農地より1メートル高い位置にあり、境界から2メートルの間隔をあけて利用されるとのことです。雨水については自然浸透で問題ないため、転用することにより土砂流失・崩壊やその他の災害を発生させるおそれはないと考えます。次に3番と4番の2件については、申請人が同じでありますので一括して報告します。この2件については、受会社の事業継承にあたり、老朽化している会社を自宅近くの申請地に移転し、受付番号3番の申請地は資材置場兼駐車場として、受付番号4番の申請地は事務所兼作業場として利用したく売買するものです。申請地図面の13ページから16ページをお開き下さい。申請地の周囲は東側が市道、北側・西側は農地法第3条で承認された受会社役員の農地、南側の農地との境界には畦畔が設置されていますので問題ありません。また、申請地にはクラッシュランを敷き、排水については、雨水桝・污水桝等を利用して東側の市道側溝に流す計画でありますので、転用することにより土砂流失・崩壊やその他の災害を発生させる恐れはないと思われ。以上、受付番号2番から4番の3件について調査いたしました。農地法第5条第2項各号に該当しておらず、すべてが許可要件を満たしているため何も問題ありません。ご審議の方よろしく申し上げます。

議長（1番）

説明はお聞きのとおりでございます。
これより議案第50号、申請4件について質疑に入ります。質疑はありませんか。

（なしの声）

議長（1番）

ないようですのでお諮りいたします。
議案第50号、申請4件を決定してよろしいでしょうか。

（異議なしの声）

議長（1番）

異議なしということですので、議案第50号、申請4件は許可相当とし、意見を付して県へ副申いたします。

農用地利用集積計画の承認に伴う市長部局提案

議長（1番）

次に農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、審議に入ります前にあらかじめ市からの提出議案の面積・件数等を事務局より説明させます。

事務局

令和6年1月分につきましては、串間市長より令和6年1月25日付で、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の承認が求められております。内容につきましては、議案第51号、所有権移転が2件、面積が5,944㎡、議案第52号、利用権設定が13件、面積が28,398㎡でございます。以上でございます。

議長（1番）

それではただいまから市の提案について審議に入ります。

議案第51号：農用地利用集積計画の承認について（所有権移転）

議長（1番）

議案第51号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、所有権移転分ではありますが、2番委員に関する事案がありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、退室をお願いします。

議長（1番）

暫時休憩します。

（ 2番委員 退室 ）

議長（1番）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第51号は受付番号1番と2番の2件であります。先に受付番号1番を議題といたしまして審議を行います。まず、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局

議案第51号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、所有権移転分、受付番号1番の1件について説明します。

「農用地利用集積計画の承認の該当要件」につきましては、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項、第1号）今回の農用地利用集積計画の内容が申間市の基本構想に適合するものであること

第2号イ）耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること

第2号ロ）耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること

であり、事務局によります申請書類の審査において、受付番号1番の1件については、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号・第2号の該当要件のすべてを満たしていると思われま。皆様のご審議をお願いいたします。以上でございます。

議長（1番）

説明はお聞きのとおりでございます。

ただいまの説明に対しまして、7番委員より受付番号1番の調査結果の報告、並びに補足説明をお願いいたします。

7番委員

議案第51号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、所有権移転分、私の担当区域である受付番号1番の1件を報告します。1番のすべてにおいて、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の該当要件を満たしており、認定農業者への集約となることから農地等の利用の最適化が図られるため、受付番号1番の1件を調査しましたが何も問題ありません。ご審議方よろしく申し上げます。

議長（1番）

説明はお聞きのとおりでございます。

これより議案第51号、受付番号1番について質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声)

議長 (1 番)

ないようですのでお諮りいたします。
議案第 5 1 号、受付番号 1 番を承認してよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

議長 (1 番)

異議なしということですので、議案第 5 1 号、受付番号 1 番は承認し市へ通知いたします。
暫時休憩します。

(2 番委員 入室)

議長 (1 番)

休憩前に引き続き会議を開きます。
それでは、議案第 5 1 号、受付番号 2 番の 1 件を議題といたしまして審議を行います。まず、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局

議案第 5 1 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、所有権移転分、受付番号 2 番の 1 件について説明します。

事務局によります申請書類の審査において、受付番号 1 番で説明しました、旧農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項第 1 号・第 2 号の該当要件のすべてを満たしていると思われまます。皆様のご審議をお願いいたします。以上でございます。

議長 (1 番)

説明はお聞きのとおりでございます。
ただいまの説明に対しまして、1 6 番委員より受付番号 2 番の調査結果の報告、並びに補足説明をお願いします。

1 6 番委員

議案第 5 1 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、所有権移転分、私の担当区域である受付番号 2 番の 1 件を報告します。2 番のすべてにおいて、旧農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項各号の該当要件を満たしており、認定農業者への集約となることから農地等の利用の最適化が図られるため、受付番号 2 番の 1 件を調査しましたが何も問題ありません。ご審議方よろしく申し上げます。

議長（1番）

説明はお聞きのとおりでございます。

これより議案第51号、受付番号2番について質疑に入ります。質疑はありますか。

（なしの声）

議長（1番）

ないようですのでお諮りいたします。

議案第51号、受付番号2番を承認してよろしいでしょうか。

（異議なしの声）

議長（1番）

異議なしということですので、議案第51号、受付番号2番は承認し市へ通知いたします。

議案第52号：農用地利用集積計画の承認について（利用権設定）

議長（1番）

次に議案第52号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、利用権設定分ですが、私に関する事案がありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、退室いたします。

暫時休憩します。

（1番委員 退室）

議長（2番）

休憩前に引き続き会議を開きます。

1番委員退室のため、私が議長を務めます。

議案第52号は、受付番号1番から13番の13件ですが、先に13番の1件の審議を行います。まず、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局

議案第52号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、利用権設定分、受付番号13番の1件を説明します。

事務局によります申請書類の審査において、先ほど議案第51号で説明いたしました、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号・第2号の該当要件をすべて満たしていると思われま

事務局

皆さんのご審議をお願いいたします。

議長（2番）

説明はお聞きのとおりでございます。

ただいまの説明に対しまして、26番委員より受付番号13番の1件の調査結果の報告、並びに補足説明をお願いいたします。

26番委員

議案第52号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、利用権設定分、私の担当区域は受付番号13番の1件になります。13番のすべてにおいて、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の該当要件を満たしており、認定農業者への集積となることから農地等の利用の最適化が図られるため何も問題ありません。ご審議方よろしく申し上げます。

議長（2番）

説明はお聞きのとおりでございます。

これより議案第52号、受付番号13番について質疑に入ります。質疑はありますか。

（なしの声）

議長（2番）

ないようですのでお諮りいたします。

議案第52号、受付番号13番を承認してよろしいでしょうか。

（異議なしの声）

議長（2番）

異議なしということですので、議案第52号、受付番号13番は承認し市へ通知します。暫時休憩します。

（1番委員 入室）

議長（1番）

休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、受付番号1番から12番の12件の審議を行います。まず、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局

議案第52号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、利用権設定分、受付番号1番から12番の12件について説明します。

事務局によります申請書類の審査において、先ほど議案第51号で説明いたしました、「農用地利用集積計画の承認の該当要件」であります、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号・第2号の該当要件をすべて満たしていると思われま。また、受付番号4番と5番と7番の3件につきましては、所有者死亡により相続人代表での申請となっております。渡人である所有者が死亡している場合には、同項第4号の規定により、所有権を有するすべての者の同意が得られていることとなっておりますが、契約期間が20年を超えない利用権設定の場合には、所有権を有する者の2分の1を超える同意が得られていれば足りるとなっております。申請3件につきましては、契約期間が20年を超えておらず、所有権を有する者の2分の1を超える同意が得られているため問題ありません。皆様のご審議をお願いいたします。以上でございます。

議長（1番）

説明はお聞きのとおりでございます。

ただいまの説明に対しまして、7番委員より受付番号1番から6番の6件の調査結果の報告、並びに補足説明をお願いします。

7番委員

議案第52号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、利用権設定分、私の担当区域は受付番号1番から6番の6件になります。6件のすべてにおいて、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の該当要件を満たしており、認定農業者への集積となることから農地等の利用の最適化が図られるため何も問題ありません。ご審議方よろしく申し上げます。

議長（1番）

次に7番について、8番委員より説明をお願いします。

8番委員

議案第52号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、利用権設定分、私の担当区域は受付番号7番の1件になります。7番のすべてにおいて、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の該当要件を満たしており、認定農業者への集積となることから農地等の利用の最適化が図られるため何も問題ありません。ご審議方よろしく申し上げます。

議長（1番）

次に8番と9番の2件について、9番委員より説明をお願いします。

9 番委員

議案第 5 2 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、利用権設定分、私の担当区域は受付番号 8 番と 9 番の 2 件になります。2 件のすべてにおいて、旧農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項各号の該当要件を満たしており、認定農業者への集積となることから農地等の利用の最適化が図られるため何も問題ありません。ご審議方よろしく申し上げます。

議長（1 番）

次に 1 0 番について、1 6 番委員より説明をお願いします。

1 6 番委員

議案第 5 2 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、利用権設定分、私の担当区域は受付番号 1 0 番の 1 件になります。1 0 番のすべてにおいて、旧農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項各号の該当要件を満たしており、地域の担い手への集積となることから農地等の利用の最適化が図られるため何も問題ありません。ご審議方よろしく申し上げます。

議長（1 番）

次に 1 1 番について、2 2 番委員より説明をお願いします。

2 2 番委員

議案第 5 2 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、利用権設定分、私の担当区域は受付番号 1 1 番の 1 件になります。1 1 番のすべてにおいて、旧農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項各号の該当要件を満たしており、地域の担い手への集積となることから農地等の利用の最適化が図られるため何も問題ありません。ご審議方よろしく申し上げます。

議長（1 番）

次に 1 2 番について、2 6 番委員より説明をお願いします。

2 6 番委員

議案第 5 2 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、利用権設定分、私の担当区域は受付番号 1 2 番の 1 件になります。1 2 番のすべてにおいて、旧農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項各号の該当要件を満たしており、認定農業者への集積となることから農地等の利用の最適化が図られるため何も問題ありません。ご審議方よろしく申し上げます。

議長（1 番）

説明はお聞きのとおりでございます。

これより議案第 5 2 号、受付番号 1 番から 1 2 番の 1 2 件について質疑に入ります。質疑はありませんか。

（ なしの声 ）

議長（1番）

ないようですのでお諮りいたします。
議案第52号、受付番号1番から12番の12件を承認してよろしいでしょうか。

（ 異議なしの声 ）

議長（1番）

異議なしということですので、議案第52号、受付番号1番から12番の12件は承認し市へ通知します。

議長（1番）

以上で議案審議は全部終了いたしました。慎重・審議、誠にありがとうございました。
以上を持ちまして、第8回農業委員会定例総会のすべてを終了いたします。

令和6年1月31日

1番 (会長) 原田 俊一

2番 (会長代理) 奥村 千扶子

議事録署名委員

14番 松本 壽利

23番 上村 眞司